

障害支援区分への見直しに伴う行動援護に関する基準の見直し（案）

1. 現行の基準

行動関連項目：認定調査項目のうち行動に関する11項目 + てんかん(12項目)

基準点：各項目ごとに0～2点の重みづけを行い、合計点8点以上

2. 見直し案

(1) 障害支援区分への見直しの影響

認定調査における行動障害の評価の変更

「現在の環境で行動上の障害が現れたかどうかに基づき判断」

「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断」

調査票の選択肢の変更

「大声・奇声を出す」、「突発的な行動」の2項目において、「日に頻回」が削除され、「ほぼ毎日」が最上位となる。

(2) 影響度合い

障害支援区分のモデル事業と同様の調査手法で収集したデータ(平成 25 年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について」(独立行政法人国立のぞみの園)における調査データ)222件を分析したところ次の通り。

【現行の8点以上の者(124件)の評価の平均】
(現行)12.6点 (見直し後)14.5点 [+1.9点]
うち、現行8点～10点の者については平均 [+2.9点]

(3) 見直し案

項目については、従来の項目を踏襲した12項目とし、基準点は10点以上とする。

コミュニケーション	他人を傷つける行為	} 基準点：8点以上 10点以上
説明の理解	不適切な行為	
異食行動	大声・奇声を出す	
多動・行動の停止	突発的な行動	
不安定な行動	過食・反すう等	
自らを傷つける行為	てんかん	

(4) その他

現行の障害程度区分の認定に基づき行動援護の基準を満たすものとされた者については、当該者の支給決定有効期間は基準を満たすものとみなす経過措置を講ずるものとする。

行動援護以外で同様に行動関連項目の基準を用いている場合についても同様の取扱いとする。

平成 26 年度に障害支援区分施行後の行動関連項目の基準点に関する影響度合いを確認する。